

「青森の縄文遺跡群」世界遺産県外プロモーション 2023 業務仕様書

1 目的

この業務仕様書は、標記業務の受託候補者の選考に際して、青森県が受託候補者に要求する業務の基本的仕様を定めるものである。

2 趣旨

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録効果を全国に波及拡大するためには、従来の縄文遺跡群のファン層を繋ぎとめるだけでなく、世代的、地理的に「青森県の縄文遺跡群」の知名度と来訪意欲を一層向上させる必要がある。

このため、これまで縄文遺跡群の主要なファン層であったシニア世代に加え、縄文や世界遺産に比較的関心が薄い、若い世代をターゲットとした認知度向上を図るプロモーションを、web 媒体等を活用して実施するものである。

また、弥生時代や古墳時代以降の遺跡が著名な西日本では、日常において縄文時代を知る・感じる機会は格段に少ないことから、「青森の縄文遺跡群」の多様な魅力を伝えるため、様々な媒体・機会を活用した集中的なプロモーションを西日本限定で実施するものである。

3 業務の内容

(1) 著名人を起用したビジュアルイメージの制作・活用

青森の縄文遺跡群の認知度向上と露出拡大や、関心を高めるメッセージを盛り込んだビジュアルイメージを、著名人を起用した上で制作し、一連のプロモーションに使用するほか、web 広告媒体への掲載等により広く一般に周知する。

① 実施時期

契約の日から令和6年3月

② 業務内容

- ア. ビジュアルイメージの企画・制作・活用
- イ. ビジュアルイメージを活用した SNS 広告、Google 等のディスプレイ広告等
- ウ. ビジュアルイメージを活用したポスター、チラシの制作等
- エ. ビジュアルイメージを活用した PR グッズの製作等
- オ. ワイヤーサービス等によるプレスリリースの実施
- カ. 本企画の制作・活用に関する一切の業務（使用する映像・画像の撮影、収集・調達、著名人等との交渉・契約、出演料・利用料の支払い、交通手段等の調整、使用許諾手続等も全て含む）

③ 留意点

メインターゲットを若い世代（10～20代）とし、著名人のイメージを活用しながら、縄文について理解を深められる企画を構成すること。

【企画提案に当たっての留意事項】

- ・企画提案の段階では著名人は特定せず、イメージ（俳優、アイドル等）でよい。契約後に起用する著名人について協議、決定する。

(2) 西日本（関西地区）でのプロモーション・イベントの開催

西日本において青森の縄文遺跡群の価値や多彩な魅力、世界遺産登録の意義を幅広く伝えるため、新聞での広告や、楽しみながら理解を深める普及啓発イベントを開催する。

① 開催計画

ア. 開催時期

令和5年10月～12月

イ. 開催期日

土・日・祝日に開催することとし、開催期日は2～3日とする

ウ. 開催エリア・開催場所

関西地区の商業施設等

エ. 留意点

縄文遺跡群世界遺産本部（事務局：三内丸山遺跡センター内）が実施する関西地区フォーラムの開催期日と場所にあわせ、フォーラム参加者も参加できるものとする。

② 業務内容

ア. 新聞広告による広報宣伝に関する業務

関西地区の新聞広告（制作、15段カラー）を活用した広報宣伝の実施。

イ. チラシ・ポスター等による広報宣伝に関する業務

開催地周辺にチラシ・ポスター等（製作・発送）を配布し、広報宣伝を実施する。なお、チラシの規格・仕様は以下のとおりとする。

【規格・仕様】 チラシ：A4判両面、ポスター：B2判片面
いずれも材質はコート紙／カラー印刷

【制作回数】 1回

ウ. 商業施設等でのイベントのプログラムの企画・実施に関する業務

エ. その他、本業務イベントの開催に関する一切の業務

開催計画の作成、施設管理者又はイベント主催者等との調整、会場予約、什器・備品及び機材等の手配、造作、スタッフ及び出演者の手配並びに交通費等の支弁などイベントの実施に関する一切の業務

【企画提案に当たっての留意事項】

- ・メインターゲットは特に定めないが、縄文への関心の有無を問わず、幅広い世代の興味を喚起する広報宣伝及び企画構成とすること。
- ・出土品に触れる体験や、縄文に関するワークショップなど、体験を通じて縄文への理解を深める企画を盛り込むこと。
- ・パネル展示（制作含む）、映像放映などの普及啓発展示を盛り込むこと。
- ・本イベント以外でも、さらなる集客が見込まれる等、より優れた企画については提案として認める。

4 成果品

- (1) 業務報告書
 - (2) 本事業で制作したイメージ、告知物等の画像、映像データ
- ※ 納品形式及び納品方法は別途定める。

5 履行期限

令和6年3月29日(金)

6 契約に附帯する事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、県と十分な協議を経た上で行うこと。
- (2) 本業務で使用する画像・映像等の著作権、肖像権等の権利関係の処理及び調整は、受託者が行うこと。
- (3) 成果品は、県が今後発表する各種著作物等に利用することができること。各種著作物等とは、ガイドブック等の普及活動に伴う冊子、各種展示、イベント等の広報媒体やパネル、その他県が制作する著作物をさすものであること。
- (4) 受託者は成果品について、県及び県が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。